



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

○ 公共測量の実施の通知・3 件（農地農村整備課）	1
○ 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）	2
○ 道路の区域の変更（道路管理課）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定・2 件（海岸防災課）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除・2 件（海岸防災課）	3
○ 土砂災害特別警戒区域の指定・4 件（海岸防災課）	4
○ 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所）	5

公 告

○ 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）	6
○ 大規模小売店舗の変更の届出・2 件（中小企業支援課）	6
○ 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	7
○ 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部情報管理課）	10

病院事業局事項

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告	10
----------------------	----

告 示

沖縄県告示第397号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市与那城伊計地内（伊計第1地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 10 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第398号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 北大東村（幕内3期地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 9 月 17 日から同年 12 月 25 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、多良間村長か

ら次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 多良間村地内（阿波利真地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 10 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第400号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和 6 年 11 月 12 日から同月 26 日まで知念漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 南城市知念字海野136番地 外間光吉、南城市知念字知名1211番地 3 城間繁
- 2 加入区 知念加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称 知念漁業協同組合

沖縄県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和 6 年 11 月 12 日から同月 25 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊見城糸満線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字兼城浜川原453番 1 から 糸満市字兼城河尻原593番まで	14.2m ～ 36.5m	304.1m
新	糸満市字兼城浜川原453番 1 から 糸満市字兼城河尻原593番まで	20.5m ～ 58.8m	304.1m

沖縄県告示第402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
武富(3)	豊見城市字高嶺及び糸満市字武富のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

高安(2)	豊見城市字高安のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
饒波	豊見城市字饒波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊良波	豊見城市字伊良波のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
座安	豊見城市字座安及び字渡橋名のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第403号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大里	糸満市字大里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
武富	糸満市字武富並びに八重瀬町字宜次及び字友寄のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに糸満市役所及び八重瀬町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
武富(2)	糸満市字武富のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
武富(4)	糸満市字武富のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
糸満兼城(2)	糸満市字兼城及び字照屋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第404号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
武富(3)	豊見城市字高嶺及び糸満市字武富のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所	急傾斜地の崩壊

並びに豊見城市役所及び糸満市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第405号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
武富	糸満市字武富並びに八重瀬町字宜次及び字友寄のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに糸満市役所及び八重瀬町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
武富(2)	糸満市字武富のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第406号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
武富(3)	豊見城市字高嶺及び糸満市字武富のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び糸満市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
高安(2)	豊見城市字高安のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
饒波	豊見城市字饒波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊良波	豊見城市字伊良波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

座安	豊見城市字座安及び字渡橋名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
----	---------------------------	---------	-----------

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
武富	糸満市字武富並びに八重瀬町字宜次及び字友寄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに糸満市役所及び八重瀬町役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
武富(2)	糸満市字武富のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
武富(4)	糸満市字武富のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第410号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県宮古土木事務所長 上 原 正 也

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 6 年 10 月 2 日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字西仲宗根竹原550番28
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 128.92メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年11月12日から令和7年3月12日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。

令和6年11月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和6年10月9日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグストアモリうるま市西原店 うるま市字西原西原99番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年6月10日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,273平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 46台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 11台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 40平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 8立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済産業部商工振興課において縦覧に供する。）

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年11月12日から令和7年3月12日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済文化局産業振興課において縦覧に供する。

令和6年11月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）城間4丁目店舗 浦添市城間四丁目2396番8ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社N T T 西日本アセット・プランニング 福岡県福岡市博多区上川端町13番8号 九州支店長 田辺由香
- 3 届出年月日 令和6年10月9日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 鈴木信昭
変更後 田辺由香

5 変更の年月日 令和 6 年 7 月 1 日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和 6 年 11 月 12 日から令和 7 年 3 月 12 日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工スポーツ部観光商工課において縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古 宮古島市平良字西里東屋原1290番地ほか 4 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の 1 代表取締役 鯉渕豊太郎

3 届出年月日 令和 6 年 10 月 2 日

4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の所在地
変更前 平良市字西里東屋原1290番地
変更後 宮古島市平良字西里東屋原1290番地ほか 4 筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 琉球ジャスコ株式会社 代表取締役 山崎惣三郎
変更後 イオン琉球株式会社 代表取締役 鯉渕豊太郎
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工スポーツ部観光商工課において縦覧に供する。)

5 変更の年月日

- (1) 4 (1) 平成17年10月 1 日
- (2) 4 (2) 平成23年 5 月 21 日及び令和 4 年 5 月 28 日
- (3) 4 (3) 平成23年 5 月 21 日、令和 4 年 5 月 28 日及び令和 6 年 4 月 27 日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 20 日
- (2) 商号名 オキアス建設株式会社
- (3) 代表者名 仲間朝信
- (4) 所在地 西原町字呉屋86番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第6275号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうちしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 20 日付けで、建設業法第 12 条に基づきしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 21 日
- (2) 商号名 美厚造園土木
- (3) 代表者名 宜野座康弘
- (4) 所在地 西原町字津花波 127 番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第 8934 号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 21 日付けで、建設業法第 12 条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 22 日
- (2) 商号名 株式会社ハゼハラ
- (3) 代表者名 櫛原隆雄
- (4) 所在地 宜野湾市長田三丁目 26 番 2 号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第 11317 号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 22 日付けで、建設業法第 12 条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 27 日
- (2) 商号名 株式会社ニッシンあっとリフォーム
- (3) 代表者名 前當保
- (4) 所在地 那覇市字上間 197 番地 2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第 11555 号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 27 日付けで、建設業法第 12 条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 29 日
- (2) 商号名 株式会社エノビ防災技研
- (3) 代表者名 栄野比剛
- (4) 所在地 沖縄市園田二丁目 35 番 16 号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-1）第 6734 号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 29 日付けで、建設業法第 12 条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 29 日
- (2) 商号名 株式会社 B u i l d
- (3) 代表者名 伊藤勝俊
- (4) 所在地 那覇市首里久場川町 2 丁目 149 番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第 11197 号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 29 日付けで、建設業法第 12 条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 29 日
- (2) 商号名 株式会社創和開発
- (3) 代表者名 伊佐健
- (4) 所在地 うるま市石川楚南 387 番地 1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第 12573 号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 29 日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

8(1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 30 日

(2) 商号名 株式会社ジュンカン

(3) 代表者名 臼井淳一郎

(4) 所在地 那覇市識名 3 丁目 22 番 27 号 2 階

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第11680号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 30 日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

9(1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 30 日

(2) 商号名 合同会社三共企画開発

(3) 代表者名 宮城栄

(4) 所在地 那覇市高良 2 丁目 15 番 3 号 101

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第12710号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 30 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

10(1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 31 日

(2) 商号名 N E S P a c i f i c 合同会社

(3) 代表者名 井上八郎

(4) 所在地 北谷町字伊平411番地の 3 東和第 3 ビル

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-5）第12408号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 31 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

11(1) 処分をした年月日 令和 6 年 5 月 31 日

(2) 商号名 白川工務店

(3) 代表者名 金城睦数

(4) 所在地 本部町字谷茶17番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第12552号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 31 日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

12(1) 処分をした年月日 令和 6 年 6 月 7 日

(2) 商号名 ビック・ドリーム企画

(3) 代表者名 松田明

(4) 所在地 那覇市古波蔵 2 丁目 1 番 1 号松田ビル202

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第13016号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 5 月 14 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

13(1) 処分をした年月日 令和 6 年 6 月 18 日

(2) 商号名 株式会社ナガイ産業

(3) 代表者名 砂川恵治

(4) 所在地 与那原町字東浜 2 番地の 2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第11815号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 6 月 18 日付けで、建設業法第 12 条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 令和 6 年 6 月 28 日
(2) 商号名 池一組
(3) 代表者名 池根一樹
(4) 所在地 うるま市与那城西原 671 番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第 14111 号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 6 月 4 日付けで、建設業法第 12 条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察情報システム用交番等ネットワーク機器等の賃貸借一式
2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
3 落札者を決定した日 令和 6 年 9 月 10 日
4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎 浦添市城間四丁目 35 番 1 号
5 落札金額 30,795,600 円
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 入札の公告を行った日 令和 6 年 7 月 26 日

病院事業局事項

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 12 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 入札に付する事項
(1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局 A 重油供給業務 696,000 リットル（予定）
(2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 履行期間 令和 7 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
ア 令和 6 年 2 月 13 日付け沖縄県公報定期第 5192 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局 A 重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
イ 沖縄本島内に事業所を有する者
(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページから様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
(1) 時期 この公告の日から令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれ

- の日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県病院事業局経営課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和 6 年 12 月 23 日（月曜日）午前 10 時
- (2) 場所 沖縄県庁 11 階第 5 会議室 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 6 入札保証金 見積る契約金額（単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の金額を 5(1)までに 3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県病院事業局経営課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に 5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和 6 年 12 月 20 日（金曜日）午後 5 時まで
- イ 方法 簡易書留郵便により 3(2)の場所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For January, February and March
- (2) PERIOD OF CONTRACT
January 1, 2025 to March 31, 2025
- (3) DATE FOR BID
December 23, 2024 10:00 a.m.
- (4) CONTACT
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN
Phone : 098-866-2636

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地